

車 種	受付場所
・原付バイク(50cc～125cc) ・小型特殊自動車 ・ミニカー	浦添市役所 市民税課 軽自動車税係 ☎(876)1273
・軽自動車	軽自動車検査協会 ☎050(3816)3126
・二輪 (126cc 以上)	陸運事務所 ☎050(5540)2091

税金・保険・年金

オートバイや軽自動車の抹消・名義変更手続きはお済みですか？

市民税課
☎(876)1273

軽自動車税(種別割)は毎年4月1日現在のバイク・軽自動車の所有者に課税されます。登録・名義変更・住所変更・廃車などの手続きは3月末までに済ませましょう。車種により問い合わせ窓口が異なります。左の表でご確認ください。

お知らせ・募集

【原付バイクの手続きに必要なもの】

- 新規登録
販売証明書(または廃車証明書)、自賠責保険証明書
- 名義変更(浦添市ナンバー)
標識交付証明書、自賠責保険証明書
- 名義変更(他市町村ナンバー)
標識交付証明書、ナンバープレート
- 抹消(廃車)
標識交付証明書、ナンバープレート

※バイクの手続きの際には、届出人(窓口に来る人)の本人確認を行いますので、身分証明書(マイナンバーカード等)を持参ください。

※未成年者が新規登録、名義変更される場合は保護者が記入した「同意書」の提出も必要です。

令和6年度「後期高齢者医療保険料」第9期納期限

国民健康保険課徴収係
☎内線3717・3722

令和6年度「後期高齢者医療保険料」第9期納期限は3月31日(月)です。納め忘れにご注意ください。

縦覧できる人	●市内の土地または家屋の納税者・納税管理人 ●代理人(納税者からの委任状が必要です)
縦覧場所	浦添市役所2階 資産税課窓口
縦覧期間	4月1日(火)～30日(水)(土日・祝日を除く)
受付時間	午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)
必要なもの	納税通知書または運転免許証などの本人確認ができるもの ※代理人が縦覧する場合は上記に加え委任状
手数料	無料

土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

問 資産税課
☎(876)1276
☎(876)1278

地方税法第416条第1項の規定により、令和7年度土地および家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。縦覧帳簿には、市内にある土地・家屋の価格等が記載されています。

この機会にご自身の資産と他の資産を比較して、資産が適正に評価されているかご確認ください。

※縦覧帳簿のコピーおよび写真撮影はできません。また、期間を過ぎると縦覧できません。

2025年3月分から協会けんぽ沖縄支部の保険料率が変わります

問い合わせ 全国健康保険協会(協会けんぽ)沖縄支部
☎(951)2211(音声ガイダンス 4番)



詳しくはこちら▲

	2025年2月分まで
健康保険料率 (沖縄支部)	9.52%
介護保険料率 (全国一律)	1.60%

	2025年3月分から
健康保険料率	9.44%
介護保険料率	1.59%

※任意継続被保険者の保険料率は2025年4月分(4月納付分)から変更となります。

※健康保険料率は加入している都道府県支部ごとに異なります。

加入者さまの健康づくり等の取り組みが、健康保険料率の引き下げにつながります。

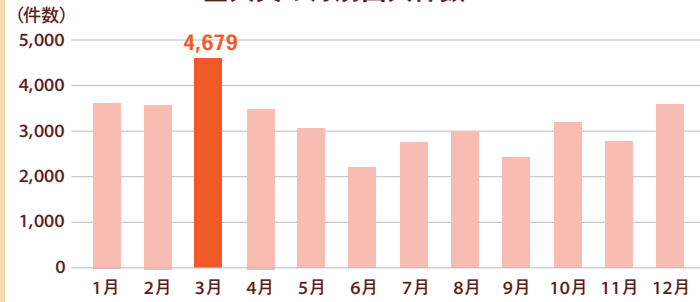


【令和7年度】納税通知書の発送について

問 資産税課
☎(876)1276
☎(876)1278
☎(876)1729

固定資産税の納税通知書は4月初旬に発送します。納税通知書が届いたら内容の確認をお願いします。納税通知書が届かない場合は、資産税課まで問い合わせください。

全火災の月別出火件数(令和5年)



出典:消防庁防災情報室「令和5年(1～12月)における火災の状況」

1年間で1番火災が増える時期は3月です。春は、乾燥が続き、風も強い日が続くことから、着火しやすく広がりやすい季節なのです。

この運動は、火災が発生しやすい時期に備え、火災予防の意識を高め、高齢者を中心とした火災による死者や財産の損失を減らすことを目的としています。



全国春季火災予防運動

3月1日～7日

住宅防災

命を守る10のポイント

(4つの習慣+6つの対策)

4つの習慣

1

寝たばこは絶対にしない、させない!



2

ストーブの周りに燃えやすいものを置かない!



3

コンロを使う時は火のそばを離れない!



4

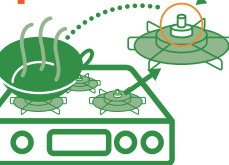
コンセントは、ほこりが溜まらないよう気をつける!



6つの対策

1

加熱防止センサー



出火防止

ストーブやコンロ等は、安全装置付きの機器を使用する

2

定期的点検

定期的に点検する
ボタンを押す ひもを引く

定期点検

住宅用火災警報器は定期的に点検し、10年を目安に交換する

3

防火アームカバー



延焼拡大防止

部屋を整理し衣類やカーテンは、防火品を使用する

4

初期消火

消火器等を設置し、使い方を確認する

5

早期避難



避難経路と避難方法を常に確認・確保し、備えておく

6

地域の助け合い



地域ぐるみの防火対策として消防訓練などに参加する

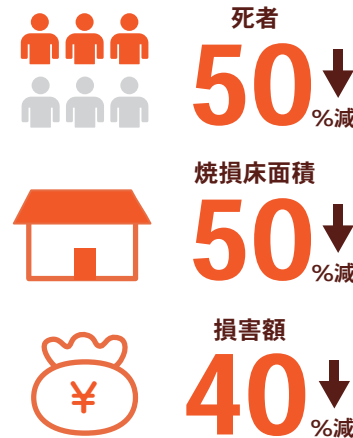
住宅用火災警報器設置強化中!

いざという時に・・・

- ・コンロの火を消すのを忘れた
- ・たばこの火が洋服に落ちたのに、気がつかなかった
- ・2階で寝ている時に、1階の台所から火が上がった

住宅用火災警報器があれば、火災を警報で知らせてくれ、初期消火や素早い避難ができます!

●住宅火災警報器の効果



立入検査強化中

浦添市内の各事業所、テナント、複合ビル等への立入検査を実施しています。安心・安全なまちづくりのため市民および事業者の皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

